

# ■ 委員会の審査状況 ■

## 〈常任委員会〉

産業経済，総合政策建設，文教観光及び環境厚生各常任委員会は，12月12日及び13日の2日間にわたり，総務警察委員会は12月6日，12日，13日及び16日の4日間にわたり所管に係る議案等について，審査及び調査を行った。

また，12月20日に追加補正予算関係議案について，審査を行った。

### 総務警察委員会

#### （委員長報告 令和6年12月20日本会議）

総務警察委員会での審査結果等の主なものについて，御報告申し上げます。

#### 〔議案〕

当委員会に付託されました議案9件につきましては，いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず，議案第109号「鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件」のうち，警察本部関係では，マイナ免許証導入に伴う運転免許に係る手数料の改定等に関し，県民への広報の手段について質疑があり，「テレビ，ラジオ，県警察で作成した動画，交番駐在所のミニ広報紙，県政かわら版等を活用しながら広報してまいりたい」また，「県内全ての指定自動車学校に対し，制度の概要やマイナ免許証の取得の方法等について伝達等を進めているところである」との答弁がありました。委員からは，「取得に対する拒否反応が出ないように，マイナ免許証が読み取れない場合の対応等も含め，丁寧な広報をお願いしたい」との要望がありました。

また，議案第110号「鹿児島県みんなの森づくり県民税条例の一部を改正する条例制定の件」に関し，みんなの森づくり県民税の導入から現在までの活用実績について質疑があり，「同税については，平成17年度から令和5年度までに，間伐等へ約12,000ヘクタール，再造林等へ約18,000ヘクタールの支援をしてきており，これらの継続的な森林整備の取組により，森林の持つ公益的機能が増進される効果があったと考えている。また，森林と触れ合う各種イベントの開催や，森林・林業に関する触れ合い活動への支援，森林環境教育を実施してきており，同期間で17万人あまりの県民に参加いただいたところである」との答弁がありました。委員からは，「鳥獣被害対策に資するような再造林の進め方も必要だと考えている。同税が将来にわたって鳥獣の被害対策となるような取組も進めていただきたい」との要望がありました。

#### 〔請願・陳情〕

次に，請願・陳情につきましては，新規付託分の陳情1件について取り下げを承認し，継続審査分の陳情1件を審査未了とすべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

県議会の政務活動費の領収書等のホームページでの公開を求める陳情第 1001 号については、「当該陳情は付託から 1 年半が経過していることに加え、現在でも領収書等の公開自体は行っているところであり、陳情書にあるような政務活動費不正の温床を作りかねない状態とは言えないところである」として審査未了を求める意見と、「一刻も早く公開すべきである」として採択を求める意見があり、取扱い意見が分かれていましたが、採決の結果、審査未了とすべきものと決定いたしました。

## 【県政一般】

次に、県政一般について申し上げます。

まず、警察本部関係では、警察本部の不祥事案件に関し、3名の参考人を招致して意見聴取を行い、それらを踏まえて、警察本部の不祥事案件の再発防止対策に係る取組等について集中的に論議が交わされたことを報告いたします。

調査の過程の主な論議について申し上げます。

参考人への意見聴取においては、まず、「枕崎警察署の盗撮事案に係る捜査経緯等」に関し、前首席監察官に対して意見聴取を行いました。

委員からは、前枕崎署長から受けた報告内容と、前本部長と前生活安全部長への報告状況について質問があり、「前枕崎署長からは、盗撮された女性からの相談を受けて防犯カメラを確認したところ、犯行時間帯に枕崎署の公用車と同じ車種の車が通過していることや、時間帯に、この公用車のある署員が一人で運転していたことが確認されたこと、防犯カメラからはナンバーや運転手の姿が確認できておらず、他に当該署員が犯人であることを裏付ける証拠等が現時点で存在していないなどの報告を受けた。前署長に対しては、署員が被疑者と認定されれば本部長指揮事件となり本部長の指揮を受ける必要があるため、本部長に報告し、方針を伺うので、回答を待って欲しいと電話で伝えた」、「前本部長に対しては、一人で本部長室に行き、前枕崎署長からの報告内容を口頭で報告した」、「前生活安全部長には、前本部長へ報告する前に報告した」との説明がありました。

また、前本部長から受けた指示内容と、前枕崎署長と前生活安全部長への伝達について質問があり、「前本部長からは、直接の証拠がない現時点では、職員を被疑者として扱うことは適切ではなく、引き続き枕崎署において必要な捜査を続けた上で、職員による犯行を裏付ける直接的な証拠が出てきた時点で本部長指揮事件とすべきである旨の指示を受けた。その際、奈良県警で職員が違法な取調べを受けたとして職員側が国賠訴訟を起こした事例を示されるなど、前本部長は、証拠が十分ではない状況で職員を被疑者として扱うことは適切ではなく、慎重であるべきとの考えであると感じた。また私から、仮に職員が被疑者であった場合には、再犯を防ぐ措置も必要であると進言したところ、前本部長からも、万が一署員が被疑者であった場合には、これ以上の犯行をさせないよう、綱紀粛正に関する通達に基づく全署員に対する指示と教養を徹底するよという指示があった。前枕崎署長に対しては、これらの指示内容のほか、職員を被疑者と認定して行う捜査をするのであれば本部長の指揮を受ける必要があり、署長の指揮で捜査を進めることはできないことを電話で伝えたが、もしかすると署員が被疑者の可能性があると思っていた前署長は、自分の指揮で捜査できないのであれば署では捜査することができないと受け取ったのではないかと考えている」、「前生活安全部長にも、同様の指示内容を伝えたが、前生活安全部長は了解したと言っただけで、特段の反応もなく、すんなり理解を示したと記憶している」との説明がありました。

また、捜査が2日間ストップした要因等について質問があり、「前枕崎署長から、盗撮事件の捜査を中断しているということを知り驚き、前署長に対し、捜査を中断しろとは言っていない、引き続き署の方でやるべき捜査等をしっかりやった上で、署員が被疑者として認定できる状況になれば、改めて本部長の指揮を受けるよと説明し、すぐに捜査を再開するよにお願いした」、「本部長の重要な指示を伝える側である私が、前署長に対して分かりやすく丁寧な説明が不十分で言葉足らずであったことが最も大きな問題だと思っている」、

「隠蔽しようとしたのではないかという疑念を生じさせてしまった要因に私の伝達ミスがあることから、大変申し訳なく思っている」との説明がありました。

次に、「霧島警察署員によるクリーニング店に関するストーカー疑い事案」に関し、前霧島警察署長に対して意見聴取を行いました。

委員からは、当初は監察事案であった理由と、途中からストーカー事案に取扱いが変わった経緯について質問があり、「当初、監察事案として扱っていた理由は、警察官が一般人の方に名刺を渡して、何かあったら連絡をくださいという行為について、それがストーカーになるという認識には至らなかったためである」、「名刺を渡したことにより相手が不快な思いをされたということで、当初は不適切事案として監察事案だと認識していた。被害者から、相談の処理結果の報告がなかったことを非難する言動が多くあったため、そちらの対応を重視していたが、その後、告訴状なるものが出されたことで、そこでストーカー事案だという認識に至ったところである」との説明がありました。

また、本事案の反省・教訓について質問があり、「被害者の心情に配慮できなかった初動の対応に問題があった。相談を受けてから即座に行方職員への指導は行っていたものの、そのことについて被害者にお伝えすることができておらず、被害者の不安を増大させてしまったと反省している。また、監察事案と判断し、対応者を限定したことで、特定の職員に業務が集中することになり、結果として、本部との連携が取れていなかった。2度と同じような事案が発生しないように取り組んでいきたい」との説明がありました。

次に、「令和5年10月2日付けの刑事企画課だより」に関し、前刑事企画課長に対して意見聴取を行いました。

まず、前刑事企画課長から、刑事企画課だより第20号について、全国各地で再審請求訴訟や国賠訴訟が行われている中で多くの方々にご心配やご懸念を抱かせてしまったことについてお詫びがあり、その後、議論が交わされました。

まず、同たよりの「再審や国賠請求等において、廃棄せずに保管していた捜査書類や、その写しが組織的にプラスになることはありません」という文言の真意について質問があり、「同たよりで周知しようとしていた内容は、必要な捜査書類は確実に検察庁に送致することや、その写しがある場合にはこれを適切に保管管理するということであった。作成にあたっては、その趣旨をわかりやすく現場に伝えることを念頭に、記載内容をよく精査すべきところ、決裁の過程でこれを怠った結果、本来の趣旨とは異なる受けとめを招く表現となってしまった」との説明がありました。

また、十分な精査が行われなかった要因について質問があり、「要因としては、作成者の意図が、犯罪立証に必要な捜査書類の確実な送致と、適正な書類の保管管理について伝えるものであったことが、文書の構成や全体の文脈から読み取れたからだと考えている。また、刑事企画課は、捜査資料の適正な保管管理について指導する立場にあり、作成者は当該業務の担当者であったため、決裁当時は、その業務の担当者が、犯罪捜査規範や通達の趣旨に反するような表現を用いた教養資料を作るはずがないという観点で目を通していた可能性がある」との説明がありました。

次に、警察本部に対する調査においては、まず、「再発防止対策の進捗状況等」について報告があり、その後、論議が交わされました。

委員から、再発防止対策を実行していくに当たって重視すべきことについて質問があり、本部長からは、「何が一番プライオリティが高いかについて、職責の自覚と高い職務倫理の涵養が最終的には大事なのではないかと考えている。3千数百人の県警職員が、誇りと使命感を持って、いかに県民に奉仕していくかという気持ちになれるかということだと思うので、その意味でも再発防止対策をしっかりとやることによって、働きがいのある職場にして、県民に奉仕できる環境をいち早く作っていくことが大事だと考えている」との答弁がありました。

また、今後の組織運営への向き合い方について質問があり、「今回、参考人への意見聴取を聞いていて、幹部職員が適切な業務管理をもう少ししっかりとやっていれば、こういうことにはならなかったのではないかと感じている。警察組織の中にとると、組織の中で育って

きた人間が主観的に対応してしまうことがあり、それが必ずしも被害者の皆様には直接伝わりにくいということにも自覚的にならなければならない。一連の様々な事案には、県警察が抱えている様々な問題が凝縮されていると思うので、深い反省に立って今後の業務運営に活かしてまいりたい」との答弁がありました。

委員からは、「今回の非違事案など過去のことも、これからの未来の事象も、すべて我がことのように常に思い、県民から共感と納得を得られるように時間をかけて努力して、県民の生活と財産を守る県警察であってほしい」、「再発防止対策に係る取組や、改革推進委員会等での議論や成果等が、県民にしっかりと伝わるように、情報発信や広報に努めてほしい」などの要望がありました。

最後に、意見書の発議について申し上げます。

委員から、「国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、『地方消費者行政に関する施策の充実・強化を求める意見書』を委員会として提出してはどうか」との提案があり、全会一致で、委員会として意見書を発議することを決定いたしました。

## 産業経済委員会

### (委員長報告 令和6年12月20日本会議)

産業経済委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

#### [議案]

当委員会に付託されました議案7件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第96号「令和6年度鹿児島県一般会計補正予算(第4号)」のうち、商工労働水産部関係の「鹿児島臨空団地企業立地促進補助事業」に関して、臨空団地の分譲の状況や事業の内容について質疑があり、「現在12社が立地しており、残りは1区画の0.9ヘクタールとなっている。今回の補助対象事業者は、卸売業として半導体関連をはじめとする化学関係の薬品や資材等を取り扱っている企業である。今回、臨空団地が空港や高速道路のインターチェンジに近接する好立地であることを理由に、事業所の増設を決定されたところである」との答弁がありました。委員からは、「県が開発した土地であるので、引き続き有効活用を図っていただきたい」との要望がありました。

次に、「水産技術開発センター災害復旧事業」に関して、被害の状況や研究への影響について質疑があり、「魚がへい死するなどの被害は出ていないが、水産加工利用棟や魚類棟、親魚棟など6棟について、屋根の一部が剥がれたほか、加温冷却装置や空調設備など7つの機器等が故障するなどの被害が発生しており、今後の研究に支障を来すことから、復旧に要する経費を計上しているところである」との答弁がありました。

次に、農政部関係では、「農業開発総合センター施設整備事業」の具体的な内容や保有する機械類の老朽化の状況について質疑があり、「花卉研究用の硬質プラスチックハウス及び中期展張ハウスのフィルムの張替え経費、収穫物の保管用冷蔵庫の整備、化学分析に要する有毒ガス排出用ドラフトチャンバーの更新に要する経費を計上しているものである。機械類は平成初頭から使用しているものもあり、職員が整備をしながら使用しているところであるが、研究効率や学生への指導に支障が出ないよう、優先順位をつけて、必要な予算を確保し、再整備を進めているところである」との答弁がありました。委員からは、「現在保有している機械類を大事にすることは大切ではあるが、スマート農業など新たな取組に向けて、適宜更新をしていくことが、農業の稼ぐ力の向上につながると思うので、予算の確保に努めてい

ただきたい」との要望がありました。

次に、「畜産試験場災害復旧事業」に関して、被害状況や研究への影響について質疑があり、「主な被害は、窓ガラス、屋根、発電機の破損である。現在のところは試験研究に大きな影響が生じるような状況ではない」との答弁がありました。委員からは、「早急な対応をお願いしたい」との要望がありました。

次に、議案第 107 号「鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件」のうち、農政部関係では、農地法に係る事務の権限移譲の状況及び今後の計画について質疑があり、「農地転用許可など 12 の事務を 30 市町村に権限移譲している。県としては、速やかに全市町村に権限移譲したいと考えており、権限移譲プログラムの趣旨等を、担当者会や権限移譲が行われていない市町村への訪問を通じて説明することにより、計画的に進めてまいりたい」との答弁がありました。

また、本日付託されました議案第 126 号「令和 6 年度鹿児島県一般会計補正予算(第 5 号)」のうち、まず、商工労働水産部関係では、水産関係公共事業の補正予算の内容について質疑があり、「国の経済対策を踏まえ、『総合的な T P P 等関連政策大綱』に基づく水産物輸出促進のための基盤整備や『防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策』に基づく漁港や海岸保全施設の長寿命化対策並びに海岸堤防の高潮対策等を推進するものである」との答弁がありました。

次に、農政部関係では、高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業の内容について質疑があり、「出水市の養鶏農場における、今シーズン県内一例目の高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、県内養鶏農場への蔓延防止を図るため、発生農場における殺処分や埋却等の防疫措置に要する経費として約 1 億 1,700 万円、消毒ポイントの設営や運営経費として約 1 億 8,700 万円、制限区域内の検査等の経費として約 1,100 万円など、合計約 3 億 1,800 万円を計上しているところである」との答弁がありました。

また、昨日発生した霧島市の肉用鶏農場における、今シーズン県内 2 例目の高病原性鳥インフルエンザに関する対応状況等について質疑があり、「本日 10 時に発生農場における飼養家禽の殺処分等の防疫措置を開始するとともに、幹線道路に消毒ポイントを 4 か所設けて関係車両の消毒を開始している。また、発生農場を中心とする半径 3 キロメートル圏内を移動制限区域、3～10 キロメートル圏内を搬出制限区域として設定することを告示しており、発生農場において感染原因や感染経路究明を目的とした疫学調査を実施するほか、移動制限区域内の 9 農場について、発生状況確認検査を実施している。」との答弁がありました。

## 総合政策建設委員会

(委員長報告 令和 6 年 12 月 20 日本会議)

総合政策建設委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

### [議案]

当委員会に付託されました議案 12 件及び専決処分報告 1 件につきましては、いずれも原案のとおり可決または報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第 114 号から 117 号「契約の締結について議決を求める件」に関し、変更契約理由である労働環境の改善について質疑があり、「労働環境の改善のうち、熱中症対策に係る費用は、真夏日の日数に応じて諸経費の現場管理費に追加計上するものである。この制度について、今後も事業者への周知に努めたい」との答弁がありました。

委員から、「本県は気象条件が厳しいこともあるため、国の基準に準拠しながらも、柔軟

な対応をお願いしたい」との要望がありました。

次に、本日、追加提案されました議案第126号「令和6年度鹿児島県一般会計補正予算（第5号）」のうち、総合政策部関係では、地域公共交通燃料油価格高騰対策事業に関し、支援の概要について質疑があり、「支援対象となる事業者については、路線バスが18事業者、タクシーが340事業者、自動車運転代行業が299事業者、トラック運送業が3,384事業者、航路が9事業者を想定している。また、令和7年1月から3月分における1台当たりの支援単価については、例えば路線バスが5万円、大型トラックが1万2,000円である。本事業により、各事業者へ支援が行き渡るよう取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

また、土木部関係では、「どのような考えの下、今回の補正予算を編成したのか」との質疑があり、「国の総合経済対策に対応した国の補正予算を踏まえて約307億円を計上しているところであり、『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』の5年目分の予算等を確保し、気候変動を見据えた流域治水の推進や道路ネットワークの機能強化、インフラの老朽化対策等を進めるとともに、通学路の合同点検結果等を踏まえた交通安全対策を推進する」との答弁がありました。

### 【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

総合政策部関係において、マイナンバーカードの現状と課題について、論議が交わされました。

マイナンバーカードの県での独自利用や取得促進に向けた県の取組について質問があり、「県立図書館での図書館カードとしての利用や、オンラインでのパスポートの切替申請に利用することができる。令和6年11月末時点における本県のマイナンバーカードの保有枚数率は、81パーセントであり、引き続き取得促進に向けて、県政広報番組や県公式ライン等の各種広報媒体を活用した周知・広報を実施していく」との答弁がありました。

委員からは、「今後も制度の周知と取得促進に努めていただきたい」との要望がありました。

次に一般調査について申し上げます。

総合政策部関係では、県工業試験場跡地利活用の方向性について、県の基本的な姿勢と方向性の取りまとめ時期について質問があり、「利活用検討委員会において、周辺の土地所有者四者で取りまとめた、まちづくりの基本的な考え方や、その後の周辺の開発状況を踏まえつつ、導入が望まれる機能等について様々な御議論をいただいている。また、民間事業者への意見聴取を実施しているところである。利活用の方向性の取りまとめ時期については明確に申し上げられないが、引き続き、丁寧に検討してまいりたい」との答弁がありました。

土木部関係では、川内港の整備状況に関する質問があり、「室蘭港のガントリークレーンが移設可能と確認されたため、早期設置に向けて、室蘭市と協議を進める」との答弁がありました。

委員からは、「御尽力に敬意を表し、高く評価したい。ガントリークレーンの設置が着実に進むよう取り組んでいただきたい」との要望がありました。

また、鹿児島港本港区エリアのまちづくりの進め方に関する質問があり、「エリアコンセプトプランを核として、港湾関係者や、鹿児島市などと調整しながら、進めていく。また、同エリアにおいて建築などが行われる場合は、ガイドラインの反映状況を鹿児島港本港区エリア景観・デザイン協議会で確認・調整する」との答弁がありました。

委員からは、「一体的な再開発というゴールをイメージしながら取り組んでいただきたい」との要望がありました。

# 文教観光委員会

(委員長報告 令和6年12月20日本会議)

文教観光委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

## [議案]

当委員会に付託されました議案8件につきましては、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第96号「令和6年度鹿児島県一般会計補正予算(第4号)」のうち、観光・文化スポーツ部関係では、住吉町15番街区利活用事業に関し、事業者の公募に向けて、公募要領案の作成等を行う、(仮称)住吉町15番街区利活用事業提案評価委員会の委員構成及び委員会の開催回数について質疑があり、「委員は6名程度を考えており、うち3名は外部の都市計画、建築、地域経済、財務等の有識者として。また、委員会は、今年度は2回程度の開催を考えている」との答弁がありました。

委員からは、「女性や県外の方からの意見を取り入れることができるような委員構成としていただきたい」との要望がありました。

教育委員会関係では、特別支援学校教育環境改善施設整備事業に係る債務負担行為の内容について質疑があり、「伊佐市の旧大口南中学校敷地に新たに整備する伊佐・湧水地区の特別支援学校については、校舎を新築することとしており、その基本設計に要する経費である」との答弁がありました。

委員からは、「子育て支援センターや子ども第3の居場所といった子育て支援の機能も含め、伊佐市と連携を図りながら総合的に施設整備を進めてほしい」との要望がありました。

次に、本日付託されました議案第126号「令和6年度鹿児島県一般会計補正予算(第5号)」のうち、観光・文化スポーツ部の地域公共交通燃料油価格高騰対策事業について、支援の概要に関する質疑があり、「貸切バスの支援対象については、鹿児島運輸支局に登録されている72事業者、824台を想定しており、実際に走行した距離に応じて、1台当たり24,000円を上限として補助することとしている」との答弁がありました。

## [請願・陳情]

次に、陳情につきましては、新規付託分の陳情2件について採択すべきものとし、継続審査分の陳情1件を継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第4023号「令和7年度私立学校運営費補助金等の拡充強化」に関しては、「私立学校に対する助成等については、教育条件の維持向上及び保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、学校経営の健全化に資するために必要不可欠であり、私立学校運営費補助金や就学支援金の拡充強化を図ることは重要である」との意見があり、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

## [県政一般]

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

観光・文化スポーツ部関係では、「スポーツ・コンベンションセンターの整備に向けた取組状況」について論議が交わされました。

まず、執行部から、「スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業の入札が不調となったことを受け、本事業の入札に参加の意向を示していた事業者など、3グループに対して10月に実施したヒアリング及び建設関係団体など、4団体に対して11月に実施したヒアリ

ングの結果等を踏まえると、半導体工場やデータセンター等の建設工事の全国的な増加に伴い、当初の想定よりも労務費を含めた設備工事費の高騰が進んだことなどが、入札不調の主な要因ではないかと考えている。今般の建設コストの高騰などを踏まえると、事業費が増加する可能性はあると考えている。このため、県民の負担軽減の観点から、他自治体における入札不調後の対応や、事業者及び建設関係団体等からのヒアリングの精査・分析を踏まえ、要求水準内容や整備運営手法、事業費の再検討を行うこととしている」との説明がありました。

委員からは、「重要な判断の時期に来ていると考えるが、再検討後の事業費はいつ示すのか」、「事業費を削減するには、要求水準書の内容を大きく見直す必要があるのではないか」との質疑や、「事業費が増えるとした場合、総額を示すのではなく、どの部分の費用が増えることになるのか内訳をしっかりと示してほしい」との要望がありました。

執行部からは、「県民の負担軽減という県議会からの付帯意見は大変重要と考えており、事業費についてどのような削減の工夫ができるのか、財源確保も含め、あらゆる観点から検討している。老朽化や狭隘といった県体育館の課題を考えると、スポーツ・コンベンションセンターの整備を進めていきたいと考えており、できるだけ早く事業費を提示したい。その際は、しっかりと材料を示し、丁寧に説明した上で、議論・判断していただけるよう、要求水準書の内容の見直し及び事業費の精査・検証を進めてまいりたい」との答弁がありました。

## 環境厚生委員会

### (委員長報告 令和6年12月20日本会議)

環境厚生委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

#### [議案]

当委員会に付託されました議案7件につきましては、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第96号「令和6年度鹿児島県一般会計補正予算(第4号)」のうち、保健福祉部関係では「災害救助費」に関し、令和6年能登半島地震の被災地への介護職員等の派遣実績や派遣費用の立替払いについて質疑があり、「昨年度は災害派遣福祉チームを2チーム6人、福祉避難所等へ31人、計37人派遣し、今年度は6月までに福祉避難所等へ38人派遣している」、「立替えの対象経費は旅費、人件費、宿泊費であり、立て替えた経費がある程度まとまった段階で石川県へ求償し、今年度末に精算される予定である」との答弁がありました。

次に、環境林務部関係では「災害関連緊急治山事業」に関し、令和6年6月の大雨による藪牟田池周辺で発生した災害の対応状況について質疑があり、「災害発生後に国に計画書を提出し、8月に事業費の決定を受けたところである。現在測量を行っており、来年2月に発注する予定である」との答弁がありました。

次に、本日付託されました議案第126号「令和6年度鹿児島県一般会計補正予算(第5号)」のうち、環境林務部関係では、「鳥インフルエンザ環境調査事業」に関し、今回補正を行う目的について質疑があり、「野鳥監視重点区域指定の長期化に伴う死亡野鳥等の回収、パトロール実施、防疫資材や検査資材等の追加購入などに係る経費を計上しており、野鳥の監視体制や検査体制などを充実させることで、野生鳥獣の保護や人・家きんへの感染拡大防止を図ることとしている」との答弁がありました。

## 〔請願・陳情〕

次に、請願・陳情につきましては、新規付託分の陳情5件については、いずれも継続審査すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第5022号など（仮称）かごしま郡山風力発電事業に関する新規の陳情3件に関して、事業者が作成した評価書（案）において「風力発電設備等の配置等が予定されている地点から1キロメートル未満の範囲に住居が存在していることから、配置等の取りやめや変更を検討し、その結果を評価書に記載すること」や、「『鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン』に基づき県及び関係市との協議を実施し、その結果を評価書に記載すること」などの知事意見が反映されていないことについて質疑がありました。それに対し、「環境影響評価の手續上、準備書に対する知事意見送付後に県が行う手續はないが、知事意見に沿った内容となっていない旨を改めて事業者に対して文書で指摘し、所管省庁である経済産業大臣にもその旨を文書で伝えたところである」、「県は、事業者から県景観形成ガイドラインに基づく協議書の提出があった場合、関係市町村の意見を踏まえた上で、基準への適合の有無を判断することとしている。事業者に対しては、準備書に対する知事意見も踏まえ、評価書届出前に同ガイドラインに基づく協議書を提出するように促してまいりたい」との答弁があり、採決の結果、いずれも継続審査すべきものと決定いたしました。

## 〔県政一般〕

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

子ども政策局関係では、「県社会的養育推進計画（見直し）素案」について、計画の新たな項目に支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組を追加したとの説明があり、委員からは「一人で悩む女性は多い。支援を必要とする方に、かごふれホットラインなどの相談窓口の情報が届くよう取り組んでいただきたい」との要望がありました。

また、環境林務部関係では、エコパークかごしまへの貸付金約59億2,000万円の全額償還が厳しくなっている状況に関し、委員から「エコパークかごしまの経営状況について、県議会に十分な説明がなされていない」との意見があり、「今後の県議会への情報提供の在り方については、検討してまいりたい」との答弁がありました。

最後に、意見書の発議について申し上げます。

委員から、「令和6年度介護報酬改定に当たり、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いとして、訪問介護の基本報酬が引き下げられたが、小規模な訪問介護事業所や過疎地域での事業者が大半を占める本県の実態には当てはまらない。介護事業所は人手不足と物価高騰等により厳しい経営を強いられており、このままでは訪問介護事業所の倒産や人手不足に拍車がかかるとして、訪問介護の基本報酬引下げの早急な見直し等を求める意見書を国に提出してはどうか」との提案があり、全会一致で委員会として意見書を発議することを決定いたしました。

## 〈特別委員会〉

### 海外経済交流促進等特別委員会

（令和6年12月18日）

## （調査事項）

海外経済交流の促進等に関する調査

## （調査概要）

今年度の調査テーマである「海外経済交流の現状と今後の促進等に向けた調査」に関し、11月のニュージーランドの現地調査を中心に、執行部への質疑を行った。

## 予算特別委員会

（令和6年12月10日）

令和7年度当初予算に関する調査を目的とする予算特別委員会が設置されたことに伴い、互選により委員長に鶴田志郎委員を、副委員長に森昭男委員を選任した。

## 〈議会運営委員会〉

（令和6年12月13日）

### 協議事項

#### 1 陳情の審査について

##### ○ 陳情第6025号

委員会のインターネット配信を求める陳情

#### 【趣旨及び状況説明】

##### [趣旨]

現在、本会議はインターネット配信されている一方で、委員会は配信されていない状況であり、このような対応は議会基本条例の精神に反し、県民の知る権利を制限するものであるとして、委員会のインターネット配信を求める趣旨の陳情である。

##### [状況説明]

県民に開かれた議会を目指し、また議会への理解と関心を高めることを目的として、本会議については平成17年度から、予算特別委員会の総括審査については平成23年度から、インターネット配信を行っている。

委員会については、委員会室に映像を配信するカメラ等の整備がされていないことから、現在、インターネット配信は行っていないところである。

委員会のインターネット配信については、「あなたのそばで県議会」における県民からの要望や議会内で配信すべきとの意見もあることから、配信をするに当たっての課題等について整理しているところである。

#### 【取扱い意見】

##### （西高委員）

すべての常任委員会をインターネット配信するとなると、委員会室にカメラ設置や中継用の配線等の工事をする必要があるので、今後それらの整備に関して、予算措置を含めて検討する必要がある。

また、現在ネット配信をしている本会議や予算特別委員会は、発言通告制であるが、委員会は自由発言で暫時休憩などもあることから、視聴しづらい可能性もあるため、委

員会の運用についても検討する必要がある。さらに動画を悪用されかねない可能性もあることから、その対応も整理しておく必要があると思っている。

については、委員会のネット配信については、実施に向けて対応するが、解決すべき課題もあることから、すぐに実現可能というわけではないため、この陳情の取り扱いは継続審査でお願いしたい。

(ふくし山委員)

内容的には、皆さん同様に進めるべきとのことなので、採択でもいいと思うが、西高委員が述べられた理由と同様の理由で、継続でお願いしたい。

(松田委員)

配信については賛成の立場であるが、今述べられた課題があるので継続でお願いしたい。

#### 【審査結果】

陳情第 6025 号は採決の結果、継続審査すべきものとされた。

- 陳情第 6003 号から陳情第 6024 号の各第 1 項  
県警の不祥事問題に関する陳情書 (第 1 項)

#### 【趣旨及び状況説明】

[趣旨]

これらの陳情は、鹿児島県警の度重なる非違事案に関して、県民の代表である県議会が百条委員会を設置して真相を究明(疑惑の解明)することを求める趣旨の陳情である。

[状況説明]

令和 6 年第 3 回定例会における陳情の委員会付託後の情勢変化として、9 月 24 日付けで、県民連合から「県警察の不祥事等について、地方自治法第 100 条の規定による調査をなすための特別委員会を設置する決議(案)」が提出をされ、採決の結果、否決されたところである。

#### 【取扱い意見】

(西高委員)

現時点では設置しない。総務警察委員会で引き続き、審査を行うとともに、元生活安全部長の裁判の状況等を注視し、状況次第では、百条委員会の設置を検討するとした令和 6 年第 3 回定例会時点の考え方を変えるほどの事情の変化はなく、本定例会の総務警察委員会における審査、警察の各種取組など、状況の推移を引き続き見守る必要があることから、継続審査でお願いしたい。

(ふくし山委員)

常任委員会は尊重するが、百条委員会を設置して、解明して、再発防止につなげるというためにも、採択でお願いしたい。

(松田委員)

陳情第 6003 号から 6024 号の取扱いについては、継続でお願いしたい。

第 3 回定例会で特別委員会を立ち上げ調査を続ける上で、状況に変化があれば、百条にスライドするという形を提案したところである。変化という部分でいうと、現時点で百条ということではないと思っているが、きちっとした場を継続的に持っていくことは必要ではないかということをお願いしておく。

#### 【審査結果】

陳情第 6003 号から陳情第 6024 号の各第 1 項の計 22 件は採決の結果、継続審査すべきものとされた。

#### 2 次回委員会開催日時について

12 月 19 日（木）午後 1 時に開催することとされた。

#### 3 その他

議長から、12 月 6 日の一般質問において、禧久議員が残っていた時間約 15 分を使って通告内容とは関係のない事項に関する意見を述べた件について、本会議での発言は通告が必要であり、通告していない内容について発言はできないこと、また、質問の多くの時間を、意見を述べることに費やすことも好ましくないことから、禧久議員へ注意を行ったことの報告があった。

なお、禧久議員も反省され、禧久議員から「今回の発言は取消したい」との申し出があったので、12 月 20 日（閉会日）の本会議において、私から「禧久議員の発言については、後刻速記を調査の上、措置いたしたい旨発言したいと考えている。御了承をお願いしたい。」との発言があり、了承された。

(令和 6 年 12 月 19 日)

#### 協議事項

##### 1 討論について

###### (1) 討論区分について

討論区分表のとおり、共産党のたいら議員が、議案 2 件、陳情 25 件について、無所属の小川議員が議案 1 件、陳情 23 件について、東議員が陳情 3 件について討論を行うことが確認された。

###### (2) 討論時間について

議会運営委員会申合せ事項が確認され、議題の量を考慮し、共産党は 15 分以内、小川議員は 10 分以内、東議員は 5 分以内とすることが確認された。

##### 2 議案採決区分について

議案等採決区分表が確認された。

##### 3 請願・陳情採決区分について

請願・陳情採決区分表が確認された。

- 4 追加議案について  
協議の結果、12月20日の本会議に上程すること、質疑はないことが確認された。  
また、追加議案の賛否通告及び討論通告については、12月20日に所管の常任委員会終了後、準備の出来次第、できるだけ早く提出することとされた。
- 5 意見書案について  
委員会提出の意見書案2件について、全会派等賛成で、質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。
- 6 議員派遣の件について  
令和6年度九州各県議会議員交流セミナー及び鹿児島県の夕べへの議員派遣2件について、全会派等賛成で、提案理由説明、質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。
- 7 閉会中の継続審査事件について
  - ① 議会運営に関する事項について
  - ② 議長の諮問に関する事項についてとすることが決定された。
- 8 12月20日の議事日程について  
議事日程が了承された。
- 9 次回委員会開催日時について  
12月20日の常任委員会終了後、準備が出来次第、開催することとされた。
- 10 令和7年第1回定例会の会期日程案（見込み）について  
総務部長から次期定例会の招集日の見込みは2月19日頃との説明があり、同日が開会日となった場合の会期日程案（見込み）が事務局から提示された。  
最終的な日程案の協議は、開会1か月前の議会運営委員会で行うが、提示した案を見込みの会期日程案として、公表することが了承された。  
なお、開会1か月前の議運については、正式には開催通知により案内するが、現時点では、1月17日（金）頃の予定とされた。

（令和6年12月20日）

## 協議事項

- 1 討論について  
追加議案である議案第126号について、討論の通告はなく、昨日の「討論区分表」に変更はないことが確認された。  
また、討論時間は、討論区分表に変更はないため、昨日の議会運営委員会でも決定したとおり、共産党は15分以内、小川議員は10分以内、東議員は5分以内とすることが確認された。
- 2 議案採決区分について  
追加議案である議案第126号の賛否通告を踏まえ、昨日の議案等採決区分表の採決順位第1へ追記していることが確認された。

### 3 その他

この後の本会議は、午後1時30分から再開することとされた。